

⑫高齢者世話付住宅の申込資格 ※高齢者世話付住宅については、5ページを参照
次の要件のいずれかに該当していること。

- ア. 満60歳以上の単身世帯
- イ. 夫婦のみの世帯で、そのいずれか一方が満60歳以上である世帯
- ウ. 満60歳以上の親族のみで構成される世帯

⑬過去に市営住宅に入居していた方の申込資格(再申込み)

次の要件を全て満たしていること。

- ア. 前回の入居時において、市営住宅の家賃等を滞納したまま、退去していないこと。
- イ. 滞納や迷惑行為等による明渡し請求や勧告により退去した経歴がないこと。
- ウ. 住宅返還手続きをしないで、市営住宅を退去した経歴がないこと。

8. 申込みに必要な書類等

- ①市営住宅入居申込書(裏面も記載すること)
- ②誓約書・同意書
- ③入居申込受付チェックシート

9. 入居資格審査に必要な書類

抽選に当選された方は、次の書類を提出してください。

※随時募集を申し込まれた方については、申込時期によっては提出書類の該当期間が異なる場合があります。

当選者全員(下記①~③)

①住民票(申込世帯全員の続柄が表示されたもの)

住民票で続柄が確認できない場合は、戸籍謄本等を提出してください。

②令和4年度市県民税課税(所得)証明書(申込世帯全員分)

中学生以下の児童や高校生・大学生で収入のない方は、他の申込世帯員の市県民税課税(所得)証明書等で被扶養者であることが確認できれば、提出の必要はありません。

それ以外の方は、所得の有無に関わらず提出が必要です。

①、②については、マイナンバーを利用される方は提出不要です。

生活保護受給中の方は、市県民税課税(所得)証明書の提出は不要ですが、申込世帯全員が記載された生活保護受給証明書を提出してください。

③無資産証明書(資産を所有されている方は固定資産課税台帳記載事項証明書)

申込者(入居契約の名義人となる方)とその配偶者の最新の証明書を提出してください。
(配偶者がいない場合は、申込者のみ提出してください。)

該当する方のみ(下記④～⑫)

④戸籍謄本

対象者：住民票で続柄が確認できない方
単身世帯として申込みされた方
母子・父子世帯として申込みされた方のうち、市が必要と判断した方
申込み後に入籍された方 離婚調停中に配偶者を含めずに申込みされた方

⑤収入証明書(別添様式B又はC)

対象者：令和3年1月2日以降に仕事を始めた方又は転職した方
※現在の勤務先に以下の内容を記載してもらい、提出してください。(会社印が必要)

○資格審査書類の提出時点で、就職・転職してから1年以上経過している方 ⇒直近12ヶ月分の収入

○資格審査書類の提出時点で、就職・転職してから1年を経過していない方 ⇒就職・転職した月から現在までの収入
--

⑥在勤証明書(別添様式E)

対象者：松山市外在住で、松山市内に勤務している方
※現在の勤務先に必要事項を記載してもらい、提出してください。(会社印が必要)

⑦雇用保険受給資格者証・退職証明書・離職票

対象者：失業保険受給中の方 令和3年1月2日以降に退職した方
※雇用保険受給資格者証・退職証明書・離職票のいずれかのコピーを提出してください。
※離職日の記載があるものが必要です。

⑧年金証書・年金振込通知書

対象者：令和3年1月2日以降に公的年金(国民年金・厚生年金・その他各種年金等)の受給が始まった方
※年金証書と年金振込通知書のコピーを提出してください。
※公的年金以外の利子・配当等は、当該事項を証明する書類を提出してください。

⑨母子・父子家庭を証明する書類

対象者：母子家庭又は父子家庭の方

※ひとり親家庭医療費受給者証又は児童扶養手当証書等(官公署発行のもの)のコピーを提出してください。

⑩世帯員が所持している各種障害者手帳

対象者：下記の障害者手帳を所持されている方

※身体障害者手帳(1～6級)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)、療育手帳(A・B)のコピーを提出してください。(対象者氏名・等級が確認できるもの)

⑪DV(配偶者暴力)被害者であることを証明する書類

対象者：DV(配偶者暴力)被害者の方

※配偶者暴力相談支援センターや婦人保護施設、母子生活支援施設による一時保護・施設入所等の証明書、裁判所の保護命令決定書、婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等のコピーを提出してください。

⑫単身入居の入居資格認定のための申立書(別添様式F)

対象者：単身者用の部屋に申込みされている方

その他、必要に応じて、市が指示する入居資格証明書類を提出していただくことがあります。

【各公的証明書の発行場所】

発行場所	発行可能な証明書	開設時間
松山市役所市民課 (本館1階証明発行窓口)	・住民票 ・戸籍謄本 ・市県民税課税(所得)証明書 ・固定資産課税台帳記載事項証明書 ・印鑑登録証明書 ・納税証明書	午前8時30分から午後5時まで (木曜日は午後7時まで第2土曜日は通常開庁)
各支所		午前8時30分から午後5時まで
市民サービスセンター (フジグラン松山別棟2階)		午前9時から午後6時まで
市民サービスセンター (いよてつ高島屋南館2階)		午前10時から午後6時まで ※休業日：毎週火曜日
松山市役所納税課 (松山市役所本館2階)	・市県民税課税(所得)証明書 ・固定資産課税台帳記載事項証明書 ・納税証明書	午前8時30分から午後5時まで
松山市役所資産税課 (松山市役所本館2階)	・無資産証明書 ※資産税課でのみ発行	午前8時30分から午後5時まで

※無資産証明書は、資産税課での発行となります。支所や市民サービスセンターでは発行していませんのでご注意ください。

※行政機関が発行する各種証明書は、発行日から3ヶ月未満のものに限られます。取得された証明書は原本を提出してください。(※コピー不可)